

「I 総合判定の結果」の但し書きに対する改善報告についての
審議結果

大学名：京都薬科大学薬学部

改善報告書提出日：平成 28 年 3 月 15 日

評価実施年度：平成 26 年度

平成 28 年 10 月 11 日

一般社団法人 薬学教育評価機構 総合評価評議会

但し書き

4年次の実務実習事前学習に相当する「病院・薬局へ行く前に」の単位認定を、これまでに不認定になった者がいないとはいえ、実習の評価結果に加えて薬学共用試験（OSCE (Objective Structured Clinical Examination)）の合否に基づいて行っていることは問題であり、早急に適切な措置を講ずることが必要である。その対応状況に関する報告書を、改善が認められるまで毎年提出するよう要請する。

(1) 改善すべき点が指摘された『中項目』

中項目 8 成績・進級・学士課程修了認定

(2) 指摘された『基準』の番号および指摘事項

【基準 8-1】

4年次の実務実習事前学習に相当する「病院・薬局へ行く前に」の単位認定を、これまでに不認定になった者がいないとはいえ、実習の評価結果に加えて薬学共用試験（OSCE (Objective Structured Clinical Examination)）の合否に基づいて行っていることは問題であり、早急に適切な措置を講ずることが必要である。

(3) 本評価時の状況

【基準 8-1】の本評価時の状況は、4年次の実務実習事前学習に相当する「病院・薬局へ行く前に」の単位認定の根拠となる成績評価について、「実務事前実習の単位は、実習の評価と薬学共用試験（OSCE）の成績による。」とするものであった。

(4) 本評価後の改善状況

【基準 8-1】の改善状況

本指摘の根拠となった2014年10月29日(水)・30日(木)実施の訪問調査講評を受けて、2014年11月12日(水)開催の教務部委員会において本指摘事項について教務部長が報告を行い、委員会での情報共有を行った。その後、教務部長と科目担当教員が協議を行い、2015年度から「4年次の実務事前実習(旧科目名:病院・薬局へ行く前に)の評価は、OSCEの成績を除外し、実習の評価のみに基づいて行う。」ことを決定した。また、学生への周知を、2015年度シラバスによって行うことも併せて決定した。本対応については、2015年4月15日開催の教授会で報告を行っている。

(5) 改善状況を示す根拠となる資料等

【基準8-1】:

- シラバス 2015 年度 (平成 27 年度) 1 年次生用 (資料 1)
(学修の手引き: 4 年次から 5 年次への進級要件)
- シラバス 2015 年度 (平成 27 年度) 2・3・4 年次生用 (資料 2)
(学修の手引き: 4 年次から 5 年次への進級要件)

検討所見記入欄

「4 年次の実務実習事前学習に相当する「病院・薬局へ行く前に」の単位認定を、これまでに不認定になった者がいないとはいえ、実習の評価結果に加えて薬学共用試験 (OSCE (Objective Structured Clinical Examination)) の合否に基づいて行っていることは問題であり、早急に適切な措置を講ずることが必要である。その対応状況に関する報告書を、改善が認められるまで毎年提出するよう要請する。」との但し書きに関して、改善報告書では京都薬科大学シラバス 2015 年度において、4 年次の実務事前実習の評価は、出席状況、実習態度、実習試験 (筆記試験) をもとに総合的に評価するとし、OSCE の成績を実務事前実習の成績評価から除外した。

これは本機構の指摘に対する改善がなされたものと判断できる。